

山梨県高等学校審議会会長 殿

山梨県教育委員会

諮 問

本県における高等学校に係る教育制度等の改善に関し、山梨県附属機関の設置に関する条例第2条第2項の規定により設置されている貴審議会に、次の事項について意見を求めます。

1 県立高等学校の長期構想策定に関する必要な事項について

諮 問 の 理 由

県教育委員会では平成21年10月に「県立高等学校整備基本構想」を策定し、生徒減少期における『魅力と活力ある高校づくり』の指針を示し、これを基に、県立高等学校の再編整備や中高一貫教育の導入等、高校改革を推進して参りましたが、この「県立高等学校整備基本構想」は平成32年3月に終期を迎えることとなり、次期の長期構想を策定する必要があります。

近年、教育を取り巻く環境の変化は著しく、児童生徒及び保護者の教育に対するニーズの多様化や少子化が進んでいるほか、グローバル化の一層の進展やICTの普及を始めとする情報化のさらなる進展、非正規雇用の拡大を始めとする雇用環境の多様化など、社会生活の様々な場面までその影響が広がっています。

今、県教育委員会はこれらの状況に対応し、県民の期待と要請に応えられるよう、魅力と活力のある高等学校の教育環境を創造するよう求められています。

つきましては、ここに山梨県高等学校審議会を開催し、本県の今後の高等学校教育制度の方向性を示す県立高校に係る長期構想を策定するためご審議いただきたく、諮問するものです。